

第3章 基本的事項

3.1 米軍基地に関連する情報

在沖米軍基地は、日本の領域であり、日本政府が米国に対しその使用を許しているものであることから、日本の法令が適用される。他方、一般国際法上、特段の取り決めがある場合を除き米軍には日本の法令が適用されないこと、また、基地内の環境は日本環境管理基準（JEGS）に基づき管理されていること、さらには、基地は米国によって運営及び管理されていることから、米軍活動に起因する環境問題を解決するには、米軍基地に係る政府間の主な取り決めや、日米両国の関連法規を把握しておく必要がある。

3.1.1 政府間の主な取り決め

米軍基地内及び基地から派生する環境問題に関連する政府間の主な取り決めについて表 3-1 に示す。

日本と米国の政府間では、地位協定をはじめ米軍基地返還に係る再編計画に関するものや、米軍基地に起因する環境に関する事項において、昭和 35 年（1960 年）から平成 27 年（2015 年）にかけて 10 件の取り決めに締結している。

表 3-1 米軍基地に係る日本と米国の政府間の主な取り決め

政府間の主な取り決め
(1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（日米地位協定） （1960年（昭和35年）1月19日）
(2) 1973年日米合同委員会合意「環境に関する協力について」 （1973年（昭和48年）11月）
(3) 日米合同委員会合意「合衆国の施設及び区域への立入許可手続」 （1996年（平成8年）12月）
(4) 沖縄に関する特別行動委員会（SACO；Special Action Committee on Okinawa）最終報告 （1996年（平成8年）12月2日）
(5) 日米合同委員会合意「事件・事故の通報手続」 （1997年（平成9年）3月31日）
(6) 環境原則に関する共同発表 （2000年（平成12年）9月11日）
(7) 共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」の合意 （2006年（平成18年）5月1日）
(8) 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画の公表 （2013年（平成25年）4月5日）
(9) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（環境補足協定） （2015年（平成27年）9月28日）
(10) 日米合同委員会合意「環境に関する協力について」 （2015年（平成27年）9月28日）

(1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（日米地位協定）

日米地位協定は、米軍による施設・区域の使用を認めた日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条を受けて、施設・区域の使用のあり方や日本国における米軍の地位について定めた国会承認条約で、昭和35年（1960年）に締結されている。

日米地位協定には、環境に係る条項が含まれておらず、また、同協定第4条第1項の規定により、米国は、米軍基地を日本に返還する際、汚染浄化等の原状回復措置の義務を負わないとされている。

また、同協定第3条第1項では、米軍の施設内において米国は運営・協議・管理に「必要なすべての措置」を執ることができる（排他的使用权）と規定されており、基地内への日本人の立入りには米軍の許可が必要となる。

さらに、同協定第25条第1項では、同協定上の正式な協議機関として日米合同委員会が規定されており、個々の施設及び区域の提供を含め、実施細目は主として合同委員会合意で規定されている。

(2) 昭和48年（1973年）日米合同委員会合意「環境に関する協力について」

本合意文書は、米軍基地から派生する環境汚染を地元のイニシアチブを通じて解決できるように、米軍基地内で環境汚染が発生した場合の調査や立入りの手続きについて規定している。

同文書では、米軍基地を源とする汚染が発生し、地域社会に影響を及ぼしているとする合理的理由のある場合、県又は市町村若しくはその双方が、米軍現地司令官に対し調査を要請することができるという規定されており、さらに自治体の現場視察並びに現場のサンプル入手を米軍現地司令官の権限で許可できるとしている。

(3) 日米合同委員会合意「合衆国の施設及び区域への立入許可手続」

本合意文書は、米軍基地への公的な立入りを要する場合の、許可申請のための経路及び手続きを具体的に定めたものであり、平成8年（1996年）12月の日米合同委員にて合意された。

この手続きにおいて「公的な立入」とは、日本の公的機関構成員の視察、合衆国軍隊の構成員との協議、公務執行を目的とする立入りと定義されている。

沖縄県内の自治体が発着米軍基地に立入る場合、基本的には立入りの14日前までに、立入る予定である米軍基地の軍人に申請しなければならないと規定されている。

(4) 沖縄に関する特別行動委員会 (SACO) 最終報告

本報告は、平成7年(1995年)に設置された沖縄に関する特別行動委員会(SACO)にて検討され、その翌年、最終報告が整い、日米安全保障協議委員会(SCC)に対し勧告された。沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟を強化することを目的とした。本最終報告は、土地の返還、訓練の改善、騒音の軽減及び地位協定の運用改善の4事案からなっている。

SACO 最終報告で報告された4事案

- ①土地の返還：普天間飛行場等11施設・区域5,000haの返還について最終報告
- ②訓練の改善：県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練の本土への移転、パラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転、公道における行軍について改善の指示
- ③騒音の軽減：嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空騒音の規制措置について最終報告
- ④地位協定の運用改善：任意自動車保険への加入、損害賠償請求手続の改善などの要求

(5) 日米合同委員会合意「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」

本合意文書は、在日米軍に係る事件・事故の発生についての情報を、日本側関係当局及び地域社会に対して正確にかつ直ちに提供するため、在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報基準、通報経路、通報様式を定めたものであり、平成9年(1997年)3月の日米合同委員会において合意された。

この通報手続では、公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故が発生した場合の日本政府への通報については、米側は、中央レベルにおいて、事件・事故発生状況を得た後できる限り速やかに外務省日米安全保障条約課に通報するとともに、現地レベルにおいて、迅速に関係の防衛施設局に通報することになっている。

(6) 環境原則に関する共同発表

米軍基地の周辺住民、米軍関係者及びその家族の健康と安全の確保が日米両政府の共通の目的であるとして、平成12年(2000年)の日米安全保障協議委員会(SCC)において、米軍基地内の環境管理や米軍基地への立入り等に関する事項が検討され、本発表として発出された。

同発表では、在日米軍の環境保護及び安全に関する取り組みは日本環境管理基準(JEGS)に従うこと、合同委員会合意に従い共同環境調査やモニタリングのための米軍基地へのアクセスは提供されること、在日米軍を原因とする実質的脅威となる汚染の浄化には米国政府が取り組むこと等が確認された。

(7) 共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」の合意

本ロードマップは、抑止力を維持しつつ、沖縄をはじめとする基地周辺の負担を軽減することを基本方針に、在日米軍や自衛隊の配備を見直すものとして日米安全保障協議委員会で検討され、平成18年（2006年）にその合意として発表された。

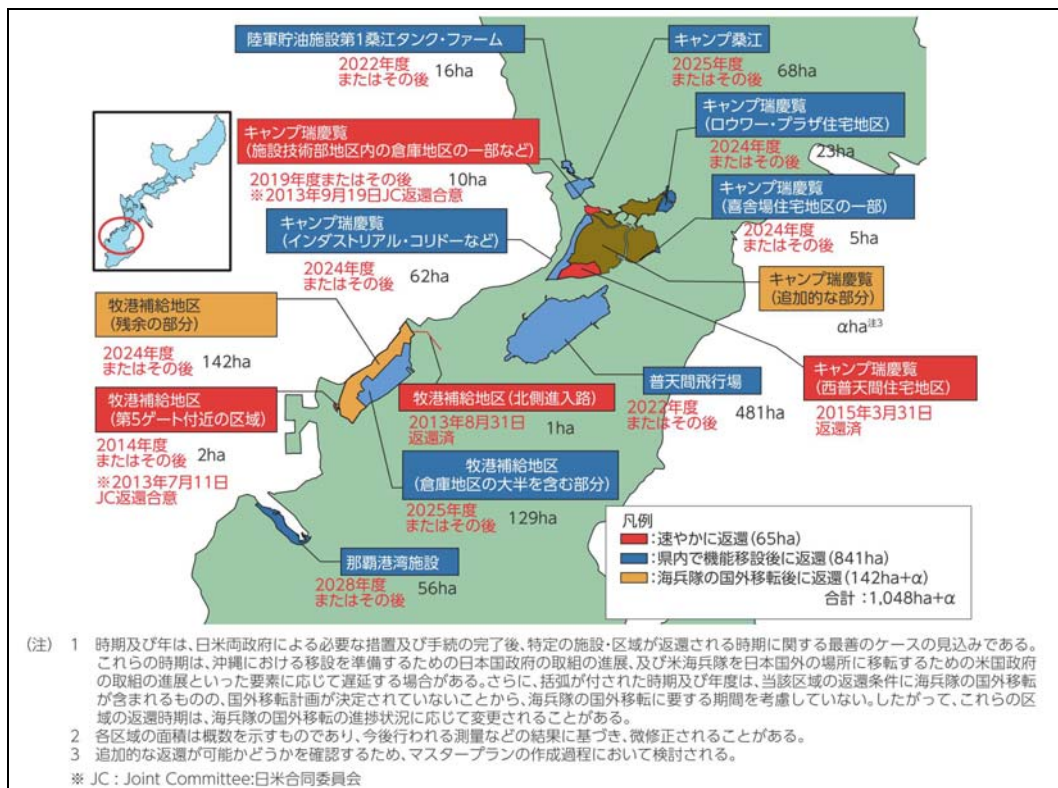
同ロードマップには、海兵隊司令部や兵站部隊約8,000人のグアム移転や、沖縄県では嘉手納飛行場以南の基地の大半の返還、普天間飛行場代替施設、神奈川県では相模補給廠とキャンプ座間の一部の返還等について記載されている。

(8) 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画

本統合計画は、平成18年（2006年）の日米安全保障協議委員会(SCC)文書「再編実施のための日米ロードマップ」を着実に実施するために、平成25年（2013年）に日米両政府により作成された。

同計画では、米軍施設の返還は以下の3つの区分で計画を進めていくとされている。

- I 必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域
- II 沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域
- III 米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、返還可能となる区域



出典: 「防衛白書 (日本の防衛) 平成28年版」 (2016、防衛省)

図 3-1 嘉手納飛行場以南の土地の返還の概要

(9) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（環境補足協定）

本協定は、日米地位協定を環境面から補足するものとして、在日米軍に関連する環境管理のための日米間の協力促進を目的に、平成 27 年（2015 年）に日米両政府間で締結された。

なお、日本側による米軍基地への立入りのための手続を定めた日米合同委員会合意「環境に関する協力について」も、同協定締結と同時に発出された。

本協定は、日米合同委員会・環境分科委員会や平成 12 年（2000 年）の「環境原則に関する共同発表」等による、日米間のこれまでの環境管理のための取組が十分に機能していることや、日米地位協定 第 3 条第 3 項に従い、米軍基地での作業が公共の安全に妥当な考慮を払って引き続き行われていることを確認しつつ、①情報共有、②環境基準の発出・維持、③立入手続きの作成・維持、④協議の 4 点に関する枠組みを設けることで、米軍に関連する環境管理のための日米間の協力を促進しようとするものである。

参考：環境補足協定の ポイント

①情報共有：両国は、入手可能かつ適当な情報を相互に提供。

②環境基準の発出・維持

米国側は、J E G S（漏出への対応・予防に関する規定を含む。）を発出・維持。

J E G S は、両国又は国際約束の基準のうち、最も保護的なものを一般的に採用。

③立入手続きの作成・維持

日本の当局が以下の場合に施設・区域へ適切に立ち入れるよう、手続を作成・維持。

（ア）環境に影響を及ぼす事故（漏出）が現に発生した場合。

（イ）施設・区域の返還に関連する現地調査（文化財調査を含む。）を行う場合。

→立入手続きとして、立入に関する日米合同委員会合意を策定。

④協議

協定の実施に関するいかなる事項についても、一方からの要請により、合同委員会で協議を開始。

出典：「日米地位協定の環境補足協定-在日米軍に関連する環境管理のための取組」（平成 28 年 4 月、外交防衛委員会調査室 横山絢子 立法と調査 2016. 4 No. 376）

(10) 日米合同委員会合意「環境に関する協力について(2015 年 9 月 28 日)」

本合意文書は、環境補足協定第 4 条に規定する、「環境に影響を及ぼす事故（すなわち、漏出）が現に発生した場合」及び「施設及び区域の日本国への返還に関連する現地調査（文化財調査を含む。）を行う場合」における立入りに関する手続を定めたものである。

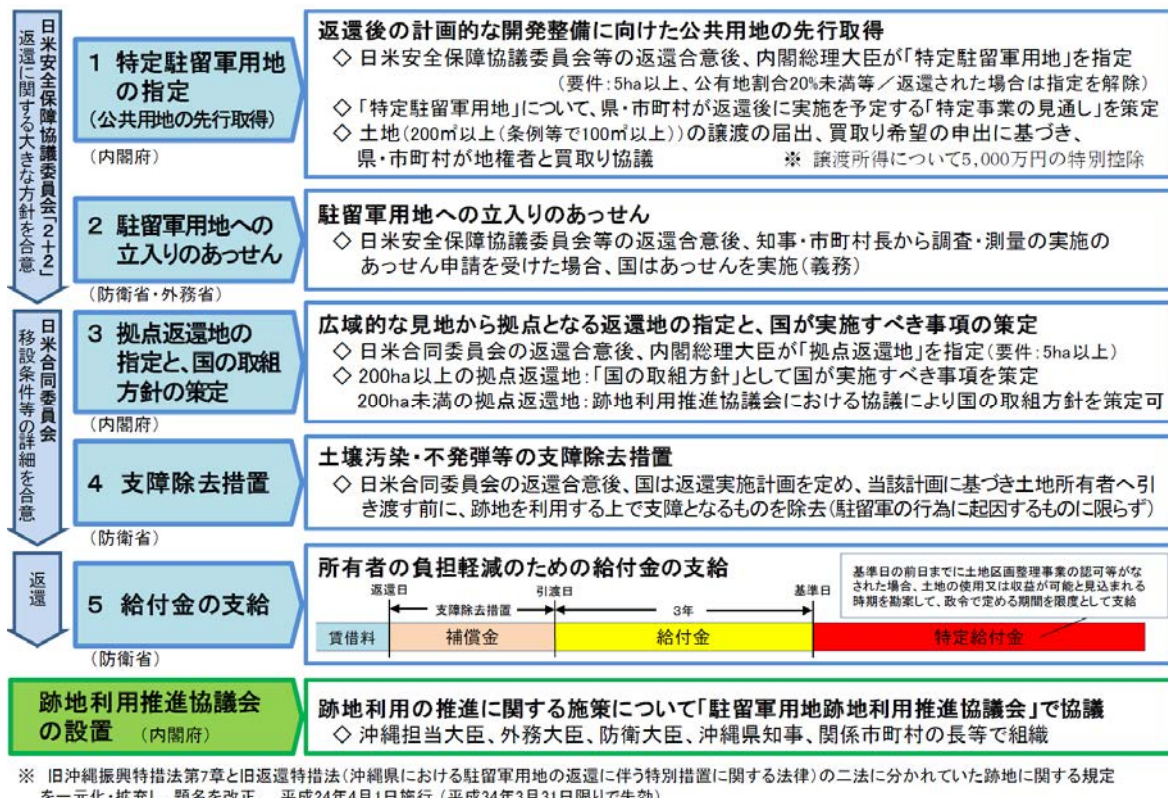
3.1.2 米軍基地内の環境問題に関連する法規等

米軍基地内の環境問題に関連する法令及び環境関連法規について、以下に示す。

(1) 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（跡地利用推進法）

在沖米軍基地内の環境問題に関連する法律として、日米地位協定第25条に規定する合同委員会において返還が合意された駐留軍用地跡地（＝米軍基地跡地）を対象として本法律が策定された。

本法律は、旧沖振法（沖縄振興特別措置法）第7章と「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」（以下「軍転特措法」という。）の二法に分かれて規定されていた駐留軍用地跡地に関する規定を一元化したものである。本法律は、基本理念として、①沖縄の自立的発展及び豊かな生活環境の創造のための基盤としての跡地の有効かつ適切な利用の推進、②国は、国の責任を踏まえ跡地利用を主体的に推進、③跡地の返還を受けた所有者等の生活の安定への配慮、を定めている。概要については、図3-2に示すとおりであり、環境に関しては、駐留軍用地の立入りの国によるあっせん、支障除去措置に関する規定がある。



出典：「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の促進に関する特別措置法（跡地利用推進法）の概要」（内閣府）

図3-2 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（跡地利用推進法）の概要

国が取り組む支障除去措置については、跡地利用推進法第8条の返還実施計画に明記されている。

国は、日米合同委員会において返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還後において当該土地を利用する上での支障除去措置を当該土地の所有者等に引渡す前に講ずることにより、その有効かつ適切な利用が図られるようにするため、速やかに「返還実施計画」を定めなければならないとされている。

返還実施計画には、①返還に係る区域、②返還の予定時期、③当該区域内に所在する米軍が使用している建物等の概要及び建物の除去に要する期間、④当該区域において特定有害物質及びダイオキシン類による土壌の汚染の状況等について調査を行う区域の範囲、調査の方法、調査に要すると見込まれる期間及び調査の結果に基づいて国が講ずる措置に関する方針について定めるとされ、国は返還実施計画を定めたときは、当該返還実施計画に基づき必要な措置を講ずることとなっている。

跡地利用推進法の前身である軍転特措法では、「返還実施計画」と「駐留軍用地を返還する場合の措置」に分かれ規定されていたが、沖縄県や土地の所有者等から、不発弾処理や汚染物質の除去等の徹底した原状回復措置が求められたことを踏まえ、新たに両規定が統合された。また、返還実施計画に定める原状回復に関する具体的な措置は、軍転特措法施行令に規定されてきたが、改正により、建物等の除去、土壌汚染物質、水質汚染、不発弾等調査等が法律上明記された。

(2) 日本環境管理基準 (JEGS : Japan Environmental Governing Standards)

米国防省では、米国域外の軍事施設の環境管理の基本指針として、平成4年(1992年)に域外環境基本指針文書(Overseas Environmental Baseline Guidance Document, 以下「OEBGD」とする。)を作成している。各国に駐留する米軍の環境執行官は、OEBGDと接受国の環境に関する基準と比較して、より厳しい基準を反映させて、最終管理基準(FGS : Final Governing Standards)を作成しなければならないとされており、在日米軍が作成したFGSが日本環境管理基準(JEGS : Japan Environmental Governing Standards)である。

FGSには汚染に関する項目以外に歴史的・文化的遺産や自然資源及び絶滅危惧種についても記載があるが、騒音、悪臭、土壌汚染等の問題は含まれていない。

FGSは域外米軍施設の最も重要な環境に関する規定として扱われる一方、在日米軍の内部規定であり、その運用については公表されていない。定められているのは基準であり、届出、立入調査、改善勧告等の行政手続は含まれていない。

日本環境管理基準(JEGS)は平成7年(1995年)に策定され、通常2年ごとに更新されることとなっており、これまで10回更新されている。JEGSは、平成13年(2001年)の改訂の際には、「環境騒音」、「ラドン」、「海外における環境への影響」の章が削除され

た。「海外における環境への影響」が掲載されていた17章は、現在、「鉛ベース塗料」が記載されている（表 3-2）。削除の理由は、上位基準のOEBGDからこれらの章が削除されたことによるとされている。

表 3-2 日本環境管理基準（JEGS）での規定項目

第1章	概要
第2章	大気排出物
第3章	飲料水
第4章	排水
第5章	有害物質
第6章	有害廃棄物
第7章	廃棄物
第8章	医療廃棄物管理
第9章	石油、油脂、潤滑油
第10章	blank
第11章	農薬（殺虫剤）
第12章	歴史的・文化的資源
第13章	天然資源及び絶滅危惧種
第14章	ポリ塩化ビフェニル（PCB）
第15章	アスベスト
第16章	blank
第17章	鉛含有塗料
第18章	流出防止及び対応計画（POL及び有害物質）
第19章	地下貯蔵タンク

出典：「DEPARTMENT OF DEFENSE JAPAN ENVIRONMENTAL GOVERNING STANDARDS」
(2016年4月、HEADQUARTERS, U.S. FORCES JAPAN)

3.1.3 米軍基地への立入り

運用中の米軍基地における環境事故時の立入りは、米軍の裁量に委ねられており、日本側は環境調査等のための速やかな立入りや必要な情報の入手が思うようにできていない状況にある。また、返還予定の米軍基地についても、跡地利用に関連する環境調査のための返還前の米軍基地への立入りは制約がかかることから、立入りについては十分に留意する必要がある。

このため、米軍基地への立入りについて整理し、以下に示すこととする。

(1) 環境補足協定に基づく立入り（2015年(平成27年)9月28日付け合同委員会宛て覚書「環境に関する協力について」)

1) 環境に影響を及ぼす事故（すなわち、漏出）が現に発生した場合

(1997年合意に基づき、米側から日本側へ通報があった場合)

- ア. 日本の関係当局（国、県又は市町村の関係当局）は、米側に対し漏出への対処に当たる米軍の措置について、現地の視察を申請することができる。
- イ. 上記アの現地視察の申請に関連して、日本の関係当局は、米軍が行うサンプルの採取と併せて、サンプルを採取することを申請することもできる。
- ウ. 上記視察の実施及びサンプルの採取のための方法及び手続並びにサンプル調査の際に用いられる基準及びその結果の共有については、環境分科委員会を含む合同委員会の枠組を通じて両国政府の関係当局が取り扱う。
- エ. 申請手順の流れ
県又は市町村の関係当局が現地視察／サンプル採取を行う場合、沖縄防衛局を通じて、現地米軍司令官を介して在日米軍司令官又はその指名する者に対し、現地視察／サンプル採取について申請を行う。在日米軍司令官又はその指名する者は、実行可能な限り速やかに回答する。

2) 返還に関連する現地調査(返還前立入り)

- ア. 日本の当局は、下記の全ての条件が満たされる場合には、返還日の150労働日前を超えない範囲で、調査のための立入りが通常認められる。
 - i. 施設及び区域の返還日が合同委員会で設定されていること。
 - ii. 当該立入りが、合衆国軍隊の運営を妨げることなく、部隊防護を危うくすることなく、かつ施設及び区域の運営を妨げないこと。
 - iii. 返還前の立入りが、県又は市町村による施設及び区域の返還後における土地の利用についての計画の策定を容易にするため、環境面又は文化面での調査（掘削を伴う文化財調査を含む。）の実施を目的としていること。
- イ. 日米間で別途合意すれば、150労働日前より更に前の段階からの立入りも可能である。

ウ. 上記アの申請手順

県又は市町村の関係当局は、沖縄防衛局を通じて、現地米軍司令官を介して在日米軍司令官又はその指名する者に対し、施設及び区域への返還前の立入の申請を行う。

県又は市町村の関係当局は、立入条件を全て満たせば、通常、当該立入りは可能である。

エ. 現地調査計画

立入りが決定された場合、当該現地調査に関する実施取り決めは、在日米軍の代表者と沖縄防衛局間で作成する。

(2) 1973年(昭和48年)11月29日付け合同委員会宛て覚書「環境に関する協力について」に基づく立入り

1) 米軍施設・区域に源を発する水、油、化学物質乃至その他の物質により汚染が発生し、よって地域社会の福祉に影響を与えていると信ずる合理的理由のある場合

ア. 米軍現地司令官に調査を要請することができる。

県又は市町村若しくはその双方が調査を要請する場合、沖縄防衛局の協力の下、米軍現地司令官に対して調査を要請することができる。

調査結果は、可能な限り速やかに県又は市町村若しくはその双方に通知されることになっている。

イ. 現地視察及びサンプルを入手することができる。

県又は市町村若しくはその双方が、沖縄防衛局の協力の下、現地視察またはサンプルを入手することが必要と考える場合には、米軍現地司令官がコンタクト・ポイントとなり、当該司令官はそのような視察やサンプル入手を許可することができる。

ウ. 国が現地視察やサンプル入手する場合は、日米合同委員会を通じて判断される。

県又は市町村若しくはその双方は、合同委員会の同意があれば、国が実施する視察に参加することができる。

(3) 1996年(平成8年)12月2日付け合同委員会宛て覚書「合衆国の施設及び区域への立入手続」に基づく立入り

1) 合衆国の施設及び区域への立入り

本合意は、合衆国の施設及び区域への日本側の公的な立入りに係る申請手続等を定めたものであり、立入申請のための経路及び手続は次のとおりである。

県及び市町村職員が立入りを希望する場合は、立入予定日の遅くとも14日前までに、立入予定の施設及び区域を管理する合衆国の軍人に対し申請を行う。

申請に対し在日合衆国軍隊は、立入日の遅くとも3日前に回答を通知する。

立入申請の際に使用する申請書を図3-3に示す。

(Visit Request Format)

Request format for Authorization of Visit to US Facilities and Areas
(米軍施設・区域立入許可申請様式)

(Date/日付)

1. Name of Facilities and Areas:
(施設・区域名)
2. Date of Visit:
(立入りの日付)
3. Purpose of Visit:
(立入りの目的)
4. Visitor(s) 立ち入る者:
(Name/氏名) (Occupation/職名)
5. Point of Contact of the Visitor(s) 申請者側の連絡調整者:
(Name/氏名) (Occupation/職名)

(TEL/電話番号)

NOTE1: Details of the visit will be coordinated between points of contact. The name and telephone number of USFJ point of contact will be notified to the point of contact of the visitors if the visit is authorized.
(注意1: 立入りの詳細は、連絡調整者間で調整される。在日米軍の連絡調整者の氏名及び電話番号は、立入りが許可された場合、申請者側の連絡調整者に通知される。)

NOTE2: The commanders of the US facilities and areas will not comment on government-to-government issues, but on their mission related issues only.
(注意2: 米軍施設・区域の司令官は、政府間の問題については意見を述べず、その任務に関連する問題についてのみ意見を述べる。)

NOTE3: During the visit, a representative of the visitors must keep a copy of this request format.
(注意3: 立入りの間、立ち入る者の代表は、この申請書用紙の写しを保持しなければならない。)

出典:「合衆国の施設及び区域への立入手続」(外務省)

図3-3 米軍施設・区域立入許可申請様式

(4) 「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（跡地利用推進法）」に基づく立入り

1) 跡地利用推進法第九条「駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関するあっせん」

県及び関係市町村は、総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため、日米安全保障協議委員会又は合同委員会において返還が合意された駐留軍用地における調査及び測量の実施のあっせんに申請することができ、国は、あっせんを行わなければならない。

3.2 ガイドラインの適用契機

適用契機は以下のとおりである。

- ①返還合意時：日米合同委員会で返還が合意されたとき
- ②環境事故発生時：米側から日本側への環境事故発生の通報があったとき、あるいは米側からの通報はないが、日本側として環境汚染を疑う事象が発生したとき
- ③返還跡地における汚染発覚時：返還跡地で米軍活動に起因する新たな汚染が発覚したとき

ガイドラインの適用契機と対象となる施設及び区域の例を図 3-4 に示す。

ガイドラインの適用契機		【時期】 / 対象となる施設及び区域の例
	返還合意	キャンプ・シュワブ、辺野古弾薬庫、キャンプ・ハンセン、 金武ブルー・ビーチ訓練場、金武レッド・ビーチ訓練場、嘉 手納飛行場、天願栈橋、キャンプ・コートニー、キャンプ・ マクトリアス、他
	返還日	【返還合意：有】 牧港補給地区（第5ゲート付近の区域）、キャンプ瑞慶覧 （倉庫地区の一部）、
	引渡日	【返還後（返還日以降）】 / ・キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）：2015. 3. 31 返還 ・北部訓練場の過半：2016. 12. 22 返還
返還跡地に おける汚染 発覚時		【引渡し後（引渡日以降）】 / 嘉手納飛行場（沖縄市サッカー場）、安波訓練場、ギンバ ル訓練場、読谷補助飛行場、楚辺通信所、瀬名波通信施設、 恩納通信所、他

図 3-4 ガイドラインの適用契機と対象となる施設及び区域の例

（平成 29 年（2017 年）1 月 1 日現在）

以下、環境事故発生時、返還合意から引渡しまで、返還跡地における汚染発覚時における対応フローを、第2章 現状及び課題で示した行程を踏まえ示す。

3.2.1 返還合意から引渡しまで（返還予定地）

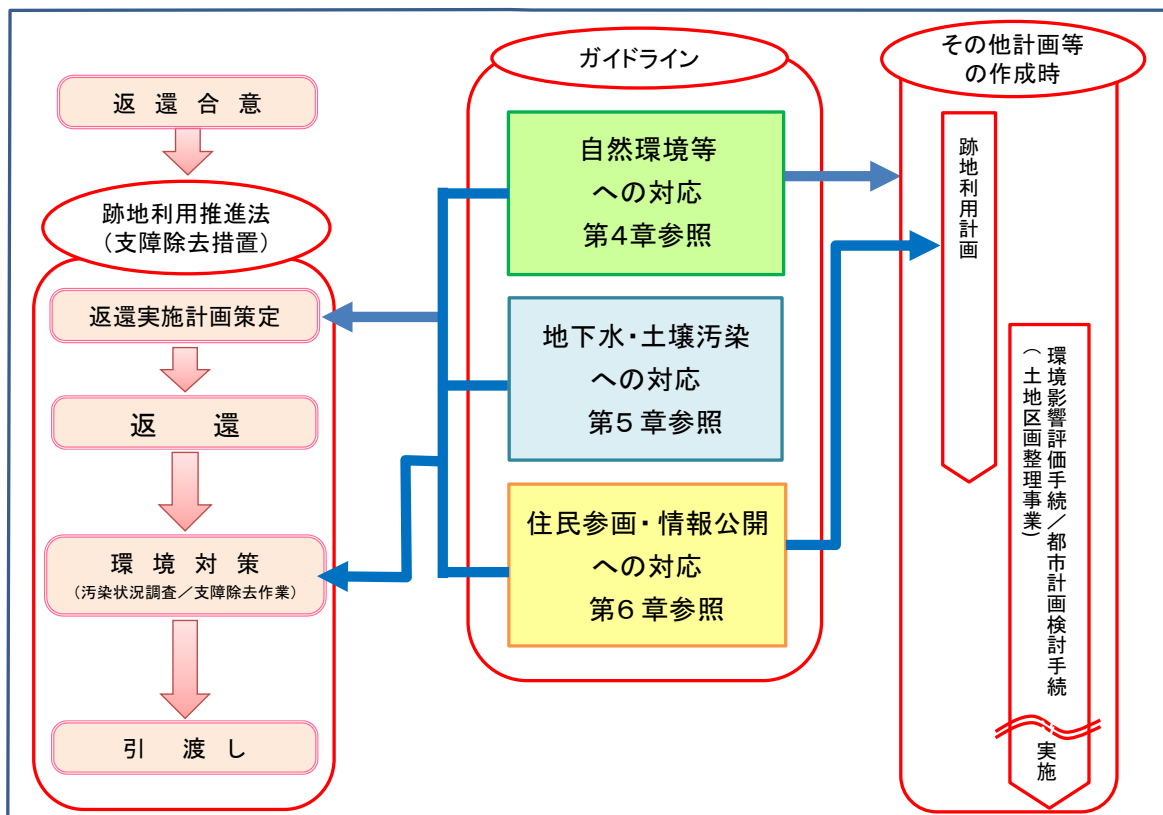
返還合意から引渡しまでの対応フローを以下に示す。

日米合同委員会における返還合意後、国、県及び関係市町村のいずれかは、ガイドライン第4章に沿って自然環境等調査を実施し、その結果を跡地利用計画や返還実施計画等の策定、あるいは支障除去措置等に際し活用するとともに、他の主体が策定する計画等に活用できるよう、情報共有に努める。

国は、跡地利用推進法第8条に基づくとともにガイドラインに沿って、自然環境等調査の結果を踏まえ、また、環境に配慮した地下水・土壌汚染への対応及び住民参画・情報公開への対応を検討し、返還実施計画を策定する。県及び関係市町村は、跡地利用推進法第8条に基づき、国が作成した返還実施計画の案に対し、ガイドラインを参考に意見を述べる事ができる。

国は、返還実施計画に基づき支障除去措置を実施するが、措置の実施にあたっては、ガイドラインに沿って、自然環境等調査の結果を踏まえ、また、環境に配慮した地下水・土壌汚染及び住民参画・情報公開についても適切に対応し、措置完了後に当該土地を土地所有者に引渡す。

返還合意から引渡しまで（返還予定地）



注：環境対策とは、ガイドラインに記載する環境対策とともに、跡地利用推進法に規定される支障除去も含む。

図 3-5 返還合意から引渡しまでのガイドライン対応フロー

3.2.2 環境事故発生時（運用中の基地）

汚染物質流出等の環境に影響を及ぼす事故発生時における対応フローを以下に示す。

基地内において環境に影響を及ぼす事故が発生した際には、直後、米軍により JEGS 等^注に基づいて応急措置、環境調査及び環境対策がなされる。国は、当該事故に係る通報を米軍から受けた際には、速やかに当該通報を受けた旨を県及び関係市町村へ通知する。国、県及び関係市町村のいずれかは、周辺住民から健康影響の懸念が表明される等の火急な対応が必要な場合は、環境補足協定に基づき立入申請を行うことになる。なお、米軍から通報はないが、米軍基地内の環境汚染を疑う事象が発生した場合は、1973 年日米合同委員会合意「環境に関する協力について」に基づき、立入申請を行うこととなる。

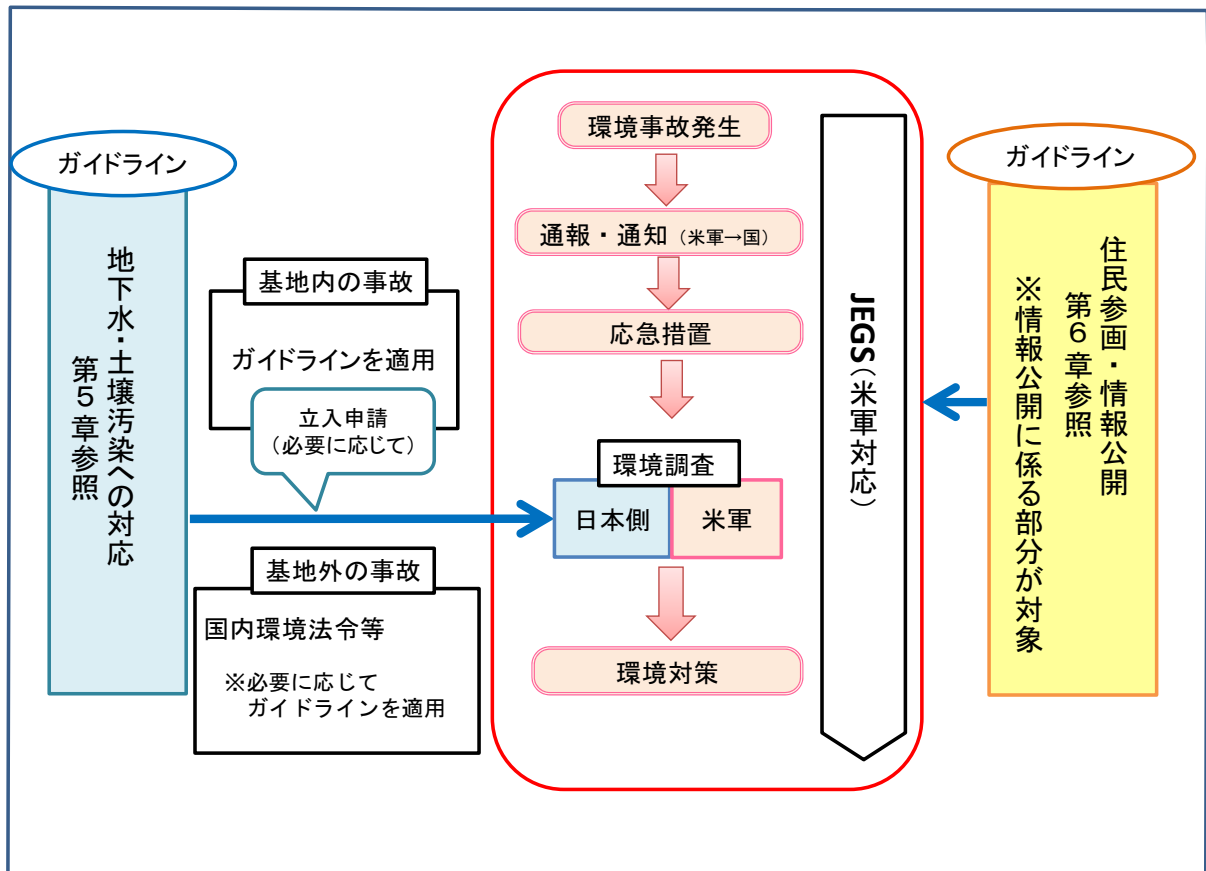
基地内への立入りが認められた場合、ガイドライン第 5 章の調査・分析方法を用いて当該事故現場周辺における環境調査を実施することとする。なお、県もしくは関係市町村が環境調査をする場合には、国はそれを支援する。環境調査実施主体は、調査の結果を至急分析し、必要な環境対策を米軍に求めることとする。

基地外において米軍の行為に起因し環境に影響を及ぼす事故が発生した場合は、JEGS に基づき米軍から国及び地元消防署に通知される。国は、当該事故に係る通知を米軍から受けた際には、速やかに当該通知を受けた旨を県及び関係市町村へ通知する。米軍は、必要に応じ地元消防署の援助を受けながら、応急措置、環境調査及び環境対策を実施する。国、県、関係市町村のいずれかは、必要な場合は国内法に基づき、国内法に依りたい場合はガイドライン第 5 章の調査・分析方法を用いて当該事故現場周辺における環境調査を実施することとする。なお、県もしくは関係市町村が調査をする場合には、国はそれを支援する。環境調査実施主体は、調査の結果を至急分析し、必要な場合は環境対策を米軍に求めることとする。

また、環境事故の発生に備えて、平時から国、県、市町村は、ガイドライン第 6 章に沿って、米軍との連携のあり方について米軍も含めて協議しておき、環境事故時には協力して情報の収集及び共有に努め、事態に合わせて臨機応変に対応する。

さらに、米軍の行為に起因し環境に影響を及ぼす事故が発生した場合又は環境汚染を疑う事象が発生した場合は、米軍による適切な情報公開が望ましいが、必要に応じて、国、県及び関係市町村のいずれかは、ガイドライン第 6 章に沿って情報公開を行う。

環境事故発生時（運用中の基地）



注：JEGSによる米軍の対応；日本環境管理基準（JEGS）に記載されている、第18章流出防止及び対応計画に則り対応されるものと想定する。本章には、事故後の初期対応について記載されている。また、残った汚染された製品や土壌については適切に取り除き管理することが記載されている。それ以上の行為については、国防省通達に準拠することとなっている。

図 3-6 環境事故発生時（運用中の基地）におけるガイドライン対応フロー

3.2.3 返還跡地における汚染発覚時（返還跡地）

返還後の跡地で米軍由来の埋設物による土壌汚染が発覚した際の対応フローを以下に示す。

返還後の跡地で汚染が発覚した際には、直後、発見者より国、県及び関係市町村へ通報される。国は、国内法に基づき、国内法で基準値等が設定されていない物質の汚染が懸念される等国内法に依りがたい場合はガイドライン第5章の方法を用いて、当該跡地における環境調査及び環境対策を実施する。県及び関係市町村は、周辺住民から健康影響の懸念が表明される等の火急な対応が必要な場合は国内法の方法に倣い、国内法の方法に依りがたい場合はガイドライン第5章の調査・分析方法を用いて当該跡地周辺における環境調査を実施し、国はこれを支援する。県及び関係市町村は、当該調査の結果を至急分析し、国に提供することで国の環境対策を支援する。

国は、ガイドライン第6章に沿って、適切な情報公開に努め、必要に応じ当該跡地周辺の住民を対象とした住民参画を検討する。県及び関係市町村は、各自の調査結果の適切な情報公開に努め、また、国の実施する住民参画に協力する。

返還後の跡地における問題（返還跡地）

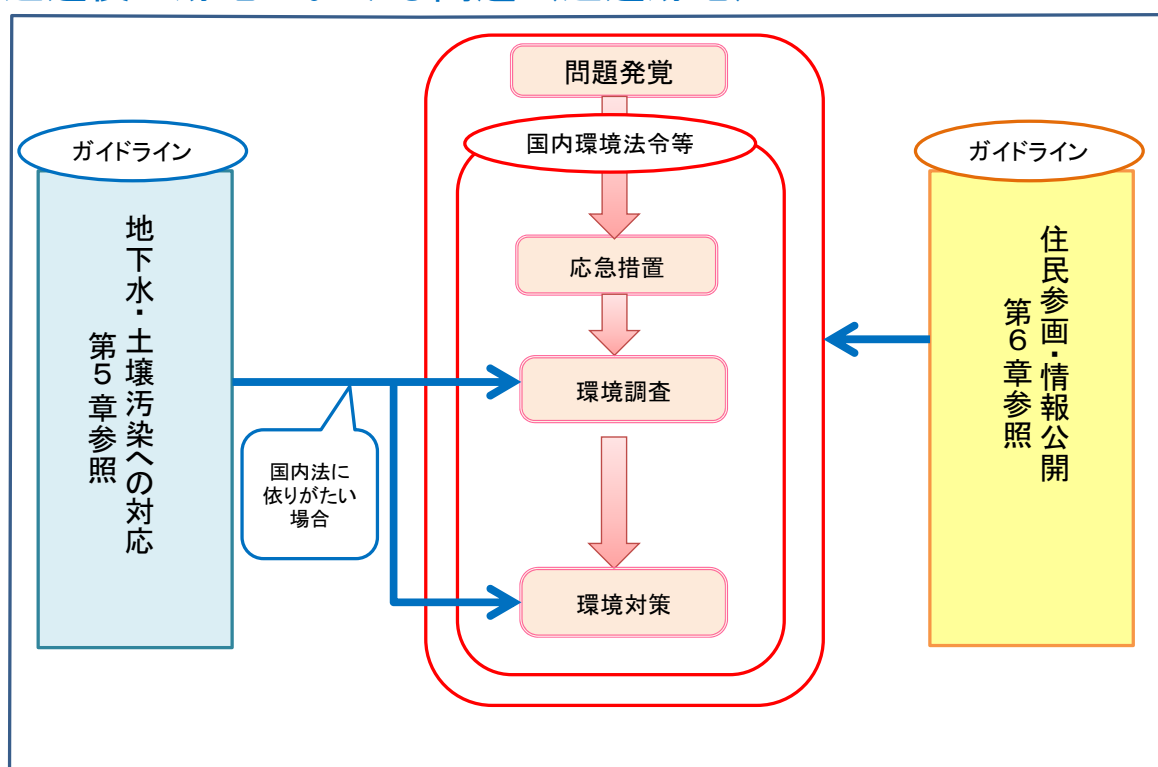


図 3-7 返還跡地における汚染発覚時（返還跡地）のガイドライン対応フロー

表 3-3(1) 各計画及び調査の概要【跡地利用計画】

名称	跡地利用計画
根拠法令	無し
主体	策定者：市町村 ※米軍基地が市町村をまたがる場合等は沖縄県が策定する場合もある
概要又は内容	<p>○跡地利用計画は、返還跡地の土地利用やそのゾーニングなどについて定めたものである。</p> <p>○跡地利用計画の策定については、法令による規定がなく、実施主体や策定期間などが定められていない。</p> <p>○よって、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の返還時に策定された跡地利用計画について以下に示す。</p> <p>【キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）跡地利用計画（案）】</p> <p>策定者：宜野湾市</p> <p>策定年月日：平成27年7月24日 庁議決定</p> <p>経緯及び背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年12月 特別行動委員会（SACO）で平成19年度末を目処に返還することが合意された ・平成16年5月 跡地利用基本計画 庁議決定 ・平成25年4月 嘉手納以南の土地の返還計画を日米両政府が合同発表 ・平成25年6月 キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の返還について日米合同委員会で合意 ・平成25年度 平成16年5月に策定した跡地利用計画の見直しに着手 ・平成27年3月 跡地利用検討委員会（付帯事項有り）及び計画段階環境配慮に対する知事意見を踏まえ跡地利用計画（案）を作成 ・平成27年3月31日 返還 ・平成27年6月、7月 宜野湾市軍用地跡地利用計画策定委員会 ・平成27年7月24日 跡地利用計画（案） 庁議決定（付帯事項有り） <p>計画の内容：</p> <p>返還跡地を国際医療拠点ゾーン、人材育成拠点ゾーン、住宅等ゾーン、自然環境保全ゾーン（都市公園、墓地）の4つに区分し、これらのゾーンを配置設定している。</p>

表 3-3(2) 各計画及び調査の概要【総合整備計画（県又は市町村）】

名称	総合整備計画
根拠法令	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（第二十条又は第二十一条）
主体	策定者：関係市町村の長（第二十条）、沖縄県知事（第二十一条）
概要又は内容	<p>○返還の見通しが立った旨の通知がされた駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を総合的に整備する必要があると認めるとき、定めることができる。</p> <p>○関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町村総合整備計画に係る土地の所有者等の意見を聴かなければならない。</p> <p>○総合整備計画は、関係市町村の長が定めることとしている。但し、広域の見地から整備する必要がある場合は、沖縄県知事が定めることとしている。</p> <p>○沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べようとするときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者等の意見を聴かなければならない。</p> <p>○総合整備計画には概ね次の事項について定めるものとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の総合整備に関する基本的方針に関する事項 ・交通通信体系の整備に関する事項 ・生活環境の整備に関する事項 ・農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養地の開発に関する事項 ・自然環境の保全及び回復に関する事項 ・良好な景観の形成に関する事項 ・前各号に掲げるもののほか、地域の総合整備に関し必要と認める事項

表 3-3(3) 各計画及び調査の概要【環境影響評価手続】

名称	環境影響評価（土地区画整理事業）
根拠法令	環境影響評価法、沖縄県環境影響評価条例
主体	実施者：事業者（都市決定権者：沖縄県知事又は市町村長）
概要又は内容	<p>○返還跡地において土地区画整理事業を行うとし、また、その対象事業実施区域の規模が環境影響評価法又は沖縄県環境影響評価条例（以下「法又は条例」という。）の規模要件に該当する場合は、法又は条例に基づき環境影響評価手続を実施する必要がある。</p> <p>○環境影響評価手続は、土地の形状の変更や工作物の新設などで環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な事業の実施前に、事業者が自ら、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査・予測・評価を行い、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作成していくことを目的としている。</p> <p>○環境影響評価手続では、事業への早期段階における環境配慮を可能とするため、事業の位置・規模等の検討段階において、配慮書手続が行われる。返還跡地における土地区画整理事業では位置・規模が既に決定されていることから、土地利用のゾーニングについて複数の配置案が示され、これについて調査・予測・評価を行うこととなる。</p> <p>○配慮書に対する知事意見が出された後、知事意見を踏まえ配慮書対象事業が実施されるべき区域等を選定（以下「配置案の選定」という。）することとなる。</p> <p>○よって、この配置案の選定において重大な環境影響の回避についての検討が可能である。</p> <p>○また、配慮書手続において検討された結果を活用し、方法書以降の環境影響評価手続を効率的に行うことができる（ティアリング）。</p> <p>○環境影響評価手続の対象となる規模要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行区域の面積 100 ha以上（第2種事業：面積 75～100 ha） ⇒ 法 ・ 施行区域の面積 30 ha以上（特別配慮地域：面積 15 ha以上） ⇒ 条例 <p>○計画段階配慮事項の対象となる環境要素（技術指針参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素：大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、風害、風害、赤土等による水の濁り、水の汚れ、地下水の水質、底質、水象、土壌汚染、地盤沈下、地形・地質、電波障害、日照障害 ・ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素：陸域生物、海域生物、生態系 ・ 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素：景観、人と自然との触れ合い活動の場、歴史的・文化的環境 ・ 環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素：廃棄物等、温室効果ガス等

表 3-3(4) 各計画及び調査の概要【返還実施計画】

名称	返還実施計画 ※支障除去措置に係る事項が定められる
根拠法令	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（第八条）
主体	策定者：国（防衛省）※支障除去措置の実施者：国（防衛省）
概要又は内容	<p>○返還実施計画は、日米合同委員会において返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、その有効かつ適切な利用が図られるようにするために、返還後において当該土地を利用する上での支障除去措置を国が当該土地を引渡す前に講ずるために定めるもの。</p> <p>○国は、返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴かなければならない。</p> <p>○関係市町村の長は、意見を聴かれた場合において、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者等の意見を聴かなければならない。</p> <p>○意見を聴かれた者は、沖縄県知事及び駐留軍用地の所有者等にあつては意見を聴かれた日から三十日以内に、関係市町村の長にあつては意見を聴かれた日から六十日以内に、それぞれ意見書を提出することができる。</p> <p>○国は、返還実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事及び関係市町村の長に通知するものとする定められている。</p> <p>○なお、返還実施計画を定めたときは、当該実施計画に基づき支障除去措置を講ずることと定められている。</p> <p>○支障除去措置を講ずる項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐留軍が使用していた建物その他土地に定着する物件 ・ 土壌汚染対策法に規定する特定有害物質又はダイオキシン類による土壌汚染の状況 ・ 水質汚濁防止法等に規定する物質又はダイオキシン類による水質の汚濁の状況 ・ 不発弾その他の火薬類の有無 ・ 廃棄物の有無 <p>○自然環境や歴史的・文化的環境への配慮や調査については、位置付けられていない。</p> <p>○支障除去措置を行う際、土壌の掘削などの自然環境等の改変を伴う。</p>

表 3-3(5) 各計画及び調査の概要【埋蔵文化財調査】

名称	埋蔵文化財調査
根拠法令	文化財保護法（第九十二条～第一〇八条）
主体	策定者・実施者：県、市町村の教育委員会等
概要又は内容	<p>○文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とするもの。</p> <p>○米軍基地内は、未調査となっている区域が多いことから、埋蔵文化財等の現状把握がされておらず、返還時に長期間を要した調査が実施される場合がある。</p> <p>○調査においては、測量、試掘・発掘を行う際、植生の伐採、表土の剥ぎ取りや土壌の掘削などによる自然環境等への影響を伴う場合がある。</p> <p>○土壌汚染等により、作業実施者が影響を受けないように留意する。</p>

3.3 ガイドラインの活用方法

本項では、ガイドラインのそれぞれの適用契機（返還合意から引渡しまで、環境事故発生時（返還前）、返還跡地における汚染発覚時）ごとに、分野、項目、実施機関、活用の時点及び方法について、以下に記す。

なお、各活用時点においてガイドラインに沿った運用が円滑に行われるよう、実施機関はガイドラインの内容を十分理解し、必要な対応に備えておく必要がある。

3.3.1 返還合意から引渡しまで（返還予定地）

返還合意から引渡しまでのガイドラインの活用の方法を表 3-4 に示す。

表 3-4 返還合意から引渡しまで

分野	項目[実施機関]	活用の時点	活用の方法
自然環境等	自然環境等調査 [国、県、市町村]	・自然環境等の把握	・調査のための立入申請手続 ・文献資料等調査、概略踏査、現地調査 ・支障除去措置等時の環境配慮
地下水・ 土壌汚染	返還実施計画策定 及び支障除去措置 [国]	・返還実施計画の立案時 ・地下水・土壌汚染発覚時	・支障除去、環境対策、モニタリングの範囲や手法の選定
住民参画・ 情報公開			・住民参画・情報公開の計画立案及び運用

3.3.2 環境事故発生時（運用中の基地）

返還前の、米軍の活動に起因する環境事故発生時におけるガイドラインの活用の方法を表 3-5 に示す。

表 3-5 環境事故発生時（運用中の基地）

分野	項目[実施機関]	活用の時点	活用の方法
地下水・ 土壌汚染	環境調査（基地内事故） [国、県、市町村]	環境事故発生時	・立入及びサンプリングの要請 ・環境調査の検討・実施 ・環境対策の要請
	環境調査（基地外事故） [国、県、市町村]		・環境調査の検討・実施 ・環境対策の要請
住民参画・ 情報公開	事故対応 [国、県、市町村]		・事故発生の通知 ・情報公開

3.3.3 返還跡地における汚染発覚時（返還跡地）

返還跡地において米軍由来の汚染が発覚した際のガイドラインの活用方法を表 3-6 に示す。

表 3-6 返還跡地における汚染発覚時（返還跡地）

分野	項目[実施機関]	活用の時点	活用の方法
地下水・ 土壌汚染	・環境調査、環境対策 [国]	米軍由来の汚染発覚後	・地下水・土壌汚染等調査の 支障除去計画への反映
住民参画・ 情報公開	・周辺環境調査 [県、市町村]		・住民参画・情報公開の計画立案 及び運用